

令和7年度 第2回文京区環境対策推進本部 次第

日時：令和8年3月24日（火）

午前9時30分より

場所：庁議室

- 1 文京区環境基本計画の改定について
- 2 国産木材の利用について
- 3 その他

【 配付資料 】

【資料第1号】文京区環境基本計画の改定について

【資料第2号】文京区公共建築物等における木材利用推進方針

【参考資料第1号】小中学生アンケートの結果について

【参考資料第2号】R8 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト案内

文京区環境基本計画の改定について

1 文京区環境基本計画とは

「文京区環境基本計画」は、社会環境、生活環境、自然環境及び人文・歴史環境等、身近な環境から地球規模の環境まで幅広い環境分野を対象に、区の環境施策における方針・方向性を指し示す理念的な計画として、1999（平成 11）年度に策定、2016（平成 28）年度に改定したものです。まちづくり、防災などの分野を担う各個別計画とは、相互に連携・整合を図りながら、環境施策の推進を図るものです（図 1 参照）。

「文京区環境基本計画」では、3つの基本理念に基づく環境共生都市ビジョンと、5つの基本目標を達成するための新たな環境施策の方向性として、図 2 に示す 14 の方向性とそれに関連する区の主な施策とともに、区民などの取組を定めています。

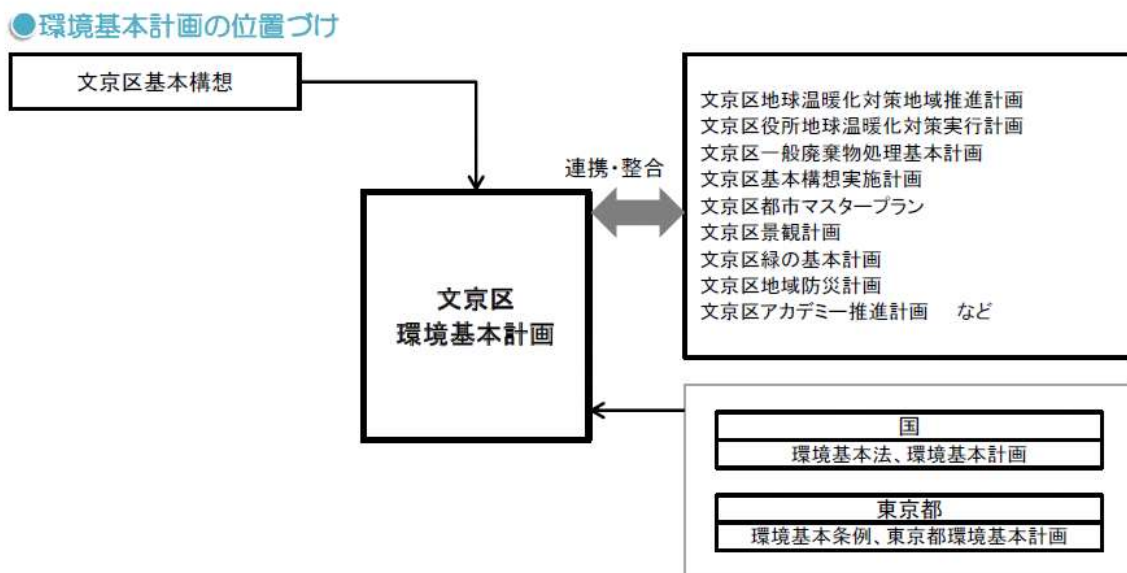


図 1 「文京区環境基本計画」の位置付け

表 1 「文京区環境基本計画」の概要

計画の対象地域	文京区全域	
計画の対象範囲	自然環境	：気象、地形・地質、地下水・湧水、河川、植物、動物、公園・緑地
	生活環境	：大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、化学物質、水資源、景観、防災
	人文・歴史環境	：神社・仏閣、歴史的・文化的資源
	社会環境	：土地利用、産業、人口構造、道路・交通、廃棄物
	地球環境	：地球温暖化、エネルギー
計画期間	2017（平成 29）年度から 2026（平成 38）年度までの 10 年間	

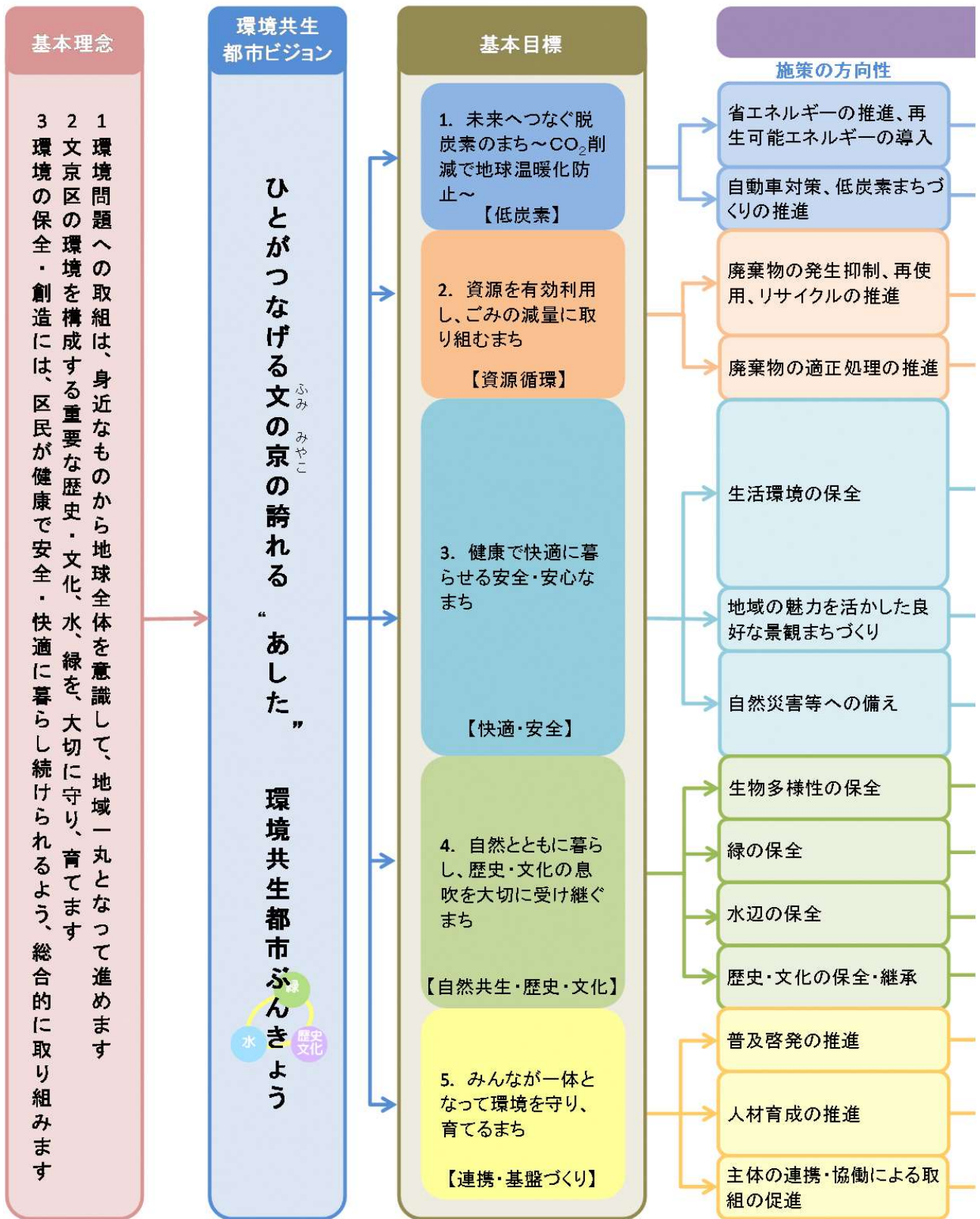


図 2 「文京区環境基本計画」の基本理念・環境共生都市ビジョン・基本目標

2 国、都、他自治体等の計画策定状況

(1) 国の環境基本計画

国は環境基本法に基づき「環境基本計画」を策定し、約6年ごとに見直しています。これまでの国の環境基本計画の策定状況は表2に示すようになっています。

2024（令和6）年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位に掲げ、「新たな成長」の視点を踏まえた6つの重点戦略（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）と、個別分野の重点的施策、環境保全施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に推進することを目指しています（図3参照）。

表2 国の環境基本計画の推移と特徴

回	キーワード	主な特徴
第一次 (H6.12)	4つの長期的目標	・4つの長期的目標「循環」、「共生」、「参加」「国際的取組」の設定 ・環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現を提示
第二次 (H12.12)	政策手段の体系化	・環境政策の基本的指針に「汚染者負担の原則」「環境効率性」「予防的な方策」「環境リスク」を設定
第三次 (H18.4)	統合的取組の展開	・「環境・経済・社会の統合的向上」を提唱 ・2050年を展望した「超長期ビジョン」策定を提示
第四次 (H24.4)	震災からの復興と安全	・「低炭素」・「循環」・「自然共生」の基盤として「安全」確保を位置付け ・東日本大震災からの復旧・復興に係る施策と放射性物質による環境汚染対策
第五次 (H30.4)	SDGsと地域循環共生圏	・SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化 ・目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造を提示
第六次 (R6.5)	ウェルビーイング	・物質の豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方から転換し、「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位に置いた「新たな成長」の実現を目指す



出典：「第六次環境基本計画の概要」（環境省、2024年5月）

図3 国の第六次環境基本計画の施策体系

(2) 東京都の環境基本計画

東京都は、2050（令和32）年の二酸化炭素排出実質ゼロ、2030（令和12）年までのカーボンハーフ実現に向けて猶予期間が少ない中、コロナ禍からの「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、豊かで持続可能な都市を創り上げるため、2022（令和4）年9月に「東京都環境基本計画2022」を策定しました。

「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る3つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略0とする「3+1の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決していくとしています（図4参照）。



出典：「東京都環境基本計画【概要】」（東京都、2022年9月）

図4 東京都環境基本計画における戦略の柱と取組の方向性

(3) 特別区の策定状況

東京 23 区では、千代田区と江戸川区を除く全ての区で環境基本計画を策定しています（表 3 参照）。多くの区では 2030（令和 12）年度頃までの計画期間となっています。

2025（令和 7）年度は、墨田区と板橋区での計画改定が予定されています。また、2026（令和 8）年度は文京区のほか、港区での計画改定が見込まれます。

表 3 特別区の環境基本計画の策定状況

自治体名	計画名称	策定/改定年月	計画期間
千代田区	—	—	—
中央区	中央区環境行動計画 2023	2023（令和 5）年 3 月	2023～2032（令和 5～14）年度
港区	港区環境基本計画（改定版）	2024（令和 6）年 2 月	2021～2026（令和 3～8）年度
新宿区	新宿区第三次環境基本計画（改定）	2023（令和 5）年 2 月	2023～2027（令和 5～9）年度
文京区	文京区環境基本計画	2017（平成 29）年 3 月	2017～2026（平成 29～令和 8）年度
台東区	台東区環境基本計画（中間改定版）	2024（令和 6）年 3 月	2024～2030（令和 6～12）年度
墨田区	第二次すみだ環境の共創プラン（中間改定）	2022（令和 4）年 3 月	2022～2025（令和 4～7）年度
江東区	江東区環境基本計画	2025（令和 7）年 3 月	2025～2030（令和 7～12）年度
品川区	品川区環境基本計画 中間見直し（改訂）	2023（令和 5）年 3 月	2018～2027（平成 30～令和 9）年度
目黒区	目黒区環境基本計画	2023（令和 5）年 3 月	2023～2032（令和 5～14）年度
大田区	第 2 次大田区環境基本計画	2025（令和 7）年 4 月	2025～2030（令和 7～12）年度
世田谷区	世田谷区環境基本計画	2025（令和 7）年 3 月	2025～2030（令和 7～12）年度
渋谷区	渋谷区環境基本計画 2023	2023（令和 5）年 3 月	2023～2027（令和 5～9）年度
中野区	第 4 次中野区環境基本計画	2021（令和 3）年 9 月	2021～2030（令和 3～12）年度
杉並区	杉並区環境基本計画	2022（令和 4）年 9 月	2022～2030（令和 4～12）年度
豊島区	豊島区環境基本計画	2025（令和 7）年 3 月	2025～2030（令和 7～12）年度
北区	北区環境基本計画 2023	2023（令和 5）年 2 月	2023～2032（令和 5～14）年度
荒川区	荒川区環境基本計画	2018（平成 30）年 3 月	2018～2027（平成 30～令和 9）年度
板橋区	板橋区環境基本計画 2025	2016（平成 28）年 3 月	2016～2025（平成 28～令和 7）年度
練馬区	練馬区環境基本計画 2023	2023（令和 5）年 9 月	2023～2032（令和 5～14）年度
足立区	第三次足立区環境基本計画改定版	2022（令和 4）年 3 月	2022～2024（令和 4～6）年度
葛飾区	葛飾区環境基本計画（第 3 次）	2022（令和 4）年 3 月	2022～2031（令和 4～13）年度
江戸川区	—	—	—
国	第六次環境基本計画	2024（令和 6）年 5 月	2024～2030（令和 6～12）年度
東京都	東京都環境基本計画 2022	2022（令和 4）年 9 月	2022～2028（令和 4～10）年度

3 改定の必要性

(1) 社会的背景の変化

現行計画の策定当時と現在の社会的背景は大きく変化しており、新たに対応すべき大きな課題が浮き彫りになってきています。

表3 文京区環境基本計画を取り巻く背景の変化

項目		現行計画の策定当時 (2017.3)	現在 (2026.3)
社会的背景の変化		<ul style="list-style-type: none"> ・「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位に置いた「新たな成長」の実現 ・2050年ゼロカーボン、2030年カーボンハーフの実現 ・気候変動への適応 ・循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行 ・自然再興の取組（ネイチャーポジティブ）の実現、30by30目標 	
国	環境政策	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次環境基本計画[2012.4] ・地球温暖化対策計画[2015.7] ⇒温室効果ガス排出量 2030年度に2013年度比で▲26% ・第三次循環型社会形成推進基本計画[2013.5] ・生物多様性国家戦略 2012-2020[2012.9] 	<ul style="list-style-type: none"> ・第六次環境基本計画[2024.5] ・地球温暖化対策計画[2025.2] ⇒温室効果ガス排出量 2030年度に2013年度比で▲46% ・第五次循環型社会形成推進基本計画[2024.8] ・生物多様性国家戦略 2023-2030[2023.3]
	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境基本計画[2016.3] ⇒温室効果ガス排出量 2030年度に2000年度比で▲30% ・東京都資源循環・廃棄物処理計画[2016.3] ・緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～[2012.5] 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境基本計画 2022[2022.9] ・ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ[2025.3] ⇒温室効果ガス排出量 2035年度に2000年度比で▲60% ・東京都資源循環・廃棄物処理計画[2021.9] ・東京都生物多様性地域戦略[2023.4]
文京区	環境関連の個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・文京区地球温暖化対策地域推進計画[2010.3] ・文京区役所地球温暖化対策実行計画[2015.8] ・文京区一般廃棄物処理基本計画[2016.3] ・文京区都市マスタープラン[2011.3] ・文京区緑の基本計画[1999.3] ・文京区景観計画[2013.10] 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文京区地球温暖化対策地域推進計画[2025.3] ・文京区役所ゼロカーボンオフィス実行計画[2025.3] ・文京区一般廃棄物処理基本計画[2021.3]*1 ・文京区生物多様性地域戦略[2019.3] ・文京区都市マスタープラン[2024.9] ・文京区みどりの基本計画[2020.3] ・文京区景観計画[2013.10]*2 等

*1：2026.3 中間見直し予定 *2：2027.3 改定予定

■現行計画では対応しきれない新たな課題

- ① 「ウェルビーイング／高い生活の質」への意識転換が求められている。
- ② 「脱炭素社会への移行（カーボンニュートラル）」、「自然再興の取組（ネイチャーポジティブ）」、「循環経済への移行（サーキュラーエコノミー）」の3つの分野を中心に、大幅な課題の再認識と対応強化が求められている。
- ③ 区において充実化・見直しが図られてきた環境関連個別計画との連携・整合・役割分担の再確認が必要。

5 改定のスケジュール

2025（令和7）年度・2026（令和8）年度の2ヶ年をかけ、概ね以下のスケジュールに沿って見直しを進めます。

表5 文京区環境基本計画の改定スケジュール

		2025（令和7）年度				2026（令和8）年度												
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境基本計画	基礎調査 (2025年度)	区内現況調査		動向調査		庁内施策調査		庁内照会										
	アンケート (区民、事業者等、小中学生)		ヒアリング (学識者、事業者等)		課題整理 方向性の検討 とりまとめ													
	計画改定 (2026年度)					ワークショップ[2回] (区民、事業者、大学生等)				パネル展示型 区民説明会				パブコメ 意見整理		最終調整		策定
	【庁内検討組織】 文京区環境対策推進本部・ 環境対策部会					審議（4回程度/年）												
	【庁外検討組織】 文京区環境基本計画 改定協議会					審議（4回程度/年）												
	議会報告					適宜報告												

6 改定の体制

(1) 庁内

ア 文京区環境対策推進本部

意思決定機関として、報告を受けた協議内容を決定する。

イ 文京区環境対策推進本部環境対策部会

基本計画改定について協議し、その結果を推進本部に報告する。

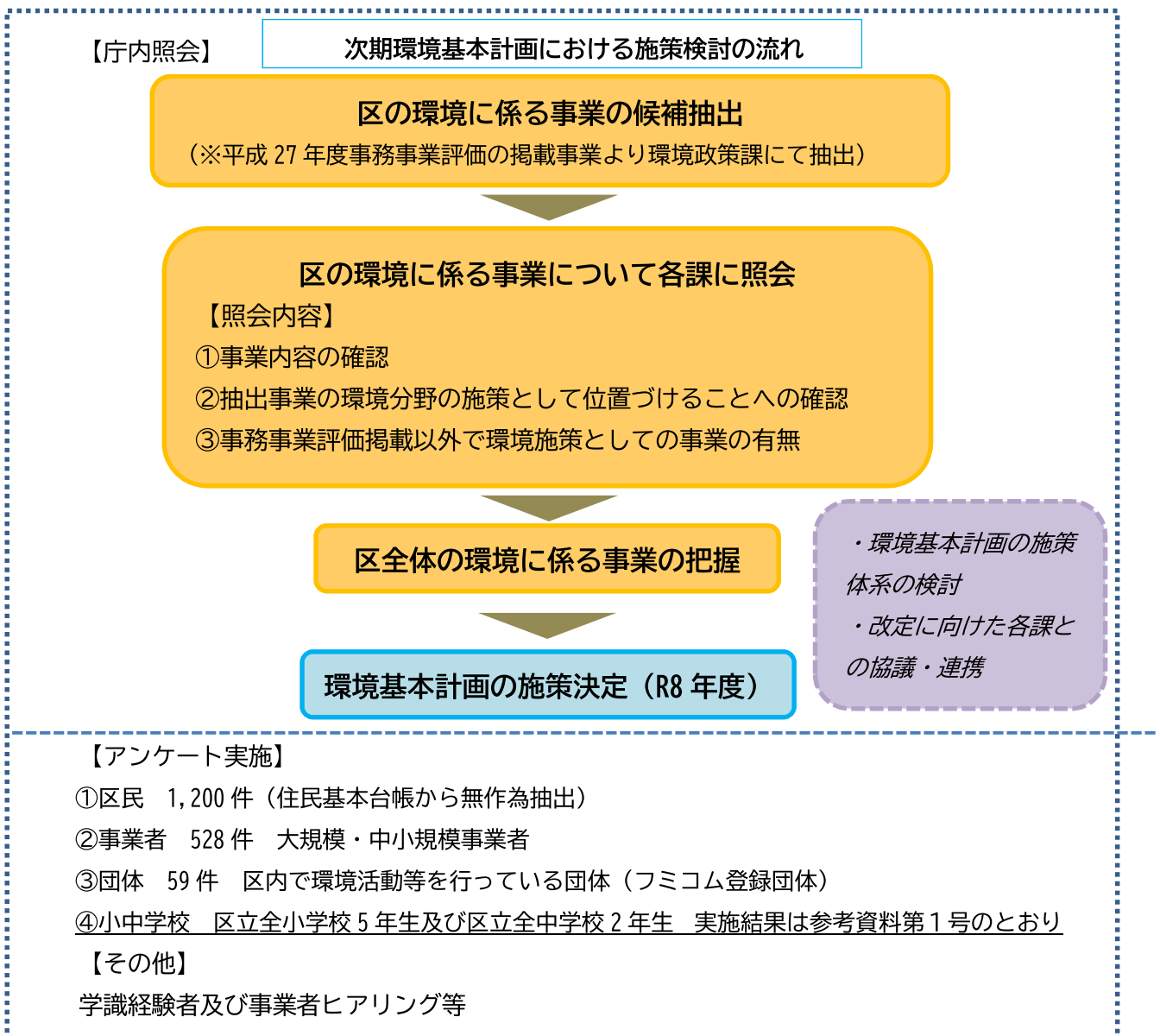
(2) 庁外

文京区環境基本計画改定協議会

区民参画のもと、基本計画改定について協議し、その結果を推進本部に報告する。

7 庁内照会等の実施

環境基本計画の改定にあたっては、庁内照会を実施します。また、アンケート及び学識経験者等ヒアリングを実施します。



文京区公共建築物等における木材利用推進方針

2025文資環第689号令和8年3月2日区長決定

1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)に基づく、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)に即して、文京区(以下「区」という。)における公共建築物及び公共工作物(以下「公共建築物等」という。)の木材利用推進に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 木材

国内で生産された木材をいう。

(2) 建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(3) 公共建築物

区が管理を行う建築物(区の委託により管理される建築物及び指定管理者が管理する建築物を含む。)をいう。

(4) 公共工作物

区が事業主体となり施工する道路、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

(5) 建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

(6) 木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(7) 多摩産材 多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

3 木材利用の意義

公共建築物等において木材を率先して利用することにより、民間の建築物等において木材利用を促進するほか、次に掲げる事項の実現に資することが期待される。

- (1) 森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が持続的に行われ、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図ることにより、脱炭素社会の実現に寄与する。

- (2) 製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境負荷の程度が高い資材又は化石資源に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することで二酸化炭素の排出抑制その他環境負荷低減に寄与する。
- (3) 森林の有する環境保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。

4 区が整備する公共建築物等における木材利用の推進

公共建築物等を建築するに当たっては、積極的に木材を利用する方法を採用し、次に掲げるとおりその使用に努めるものとする。この場合において、区と交流連携のある自治体を産地とする木材又は多摩産材を優先的に活用するものとする。

(1) 公共建築物

施設の特性を踏まえ、積極的に木材を使用し、建築物の木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ア 建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)その他関係法令、施設設置基準等により適当でない認められる場合
- イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合
- ウ その他木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木質材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合
- イ その他木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品及び消耗品

公共建築物等の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、木材を利用したものを積極的に調達する。

(4) コスト面等で考慮すべき事項

区は、公共建築物等の整備において、木材を利用するに当たって建築コストの適正な管理、維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

5 木材利用のPR及び普及の推進

区は、木材利用の推進に当たり、公共建築物等への木材利用により、調湿効果若しくは吸音効果又は人の心を和ませる効果等の木材の持つ良さや木材利用の意義について、区民等に対し啓発及び普及の推進に努めるものとする。

6 情報提供等

区は、国、関係自治体等と連携を緊密にすることにより、公共建築物等における木材利用が推進されるよう、情報の提供等に取り組むものとする。

7 その他

本方針の実施に当たっては、関係各課で協議し、積極的な展開を図るものとする。

付 則

この方針は、令和8年3月2日から施行する。

文京区 環境問題に関する小中学生アンケート 集計分析結果

目次

1. アンケートの概要.....	2
1.1 アンケートの実施概要.....	2
1.2 アンケート集計分析結果.....	2
2. アンケート結果.....	2
2.1 小・中学生アンケート.....	2
2.1.1 回答者の属性.....	2
2.2 小学生へのアンケート結果.....	3
2.2.1 環境問題への関心.....	3
2.2.2 環境問題に配慮した取組の状況.....	4
2.2.3 区に期待する環境施策.....	7
2.2.4 区へのご意見.....	8
2.3 中学生へのアンケート結果.....	9
2.3.1 環境問題への関心.....	9
2.3.2 環境問題に配慮した取組の状況.....	10
2.3.3 区に期待する環境施策.....	13
2.3.4 区へのご意見.....	14

文京区 環境問題に関するアンケート 集計分析結果

1. アンケートの概要

1.1 アンケートの実施概要

対象：小学校：15校、中学校：6校 合計21校

方法：L-Gateにて回答を依頼

時期：令和8年2月9日（月）～2月27日（金）

内容：1. 学校名 2. 環境問題への関心 3. 環境問題に配慮した取組の状況 4. 区に期待する環境施策
5. 区へのご意見

1.2 アンケート集計分析結果

小・中学生のアンケート集計分析結果を示します。

集計結果は端数処理の関係により、合計が100%とならないことがあります。

【結果の見方について】

アンケートの設問内容、及び集計分析結果は以下に示す記載様式で統一してまとめています。

■設問内容

.....
.....。

①.....

③.....

②.....

④.....

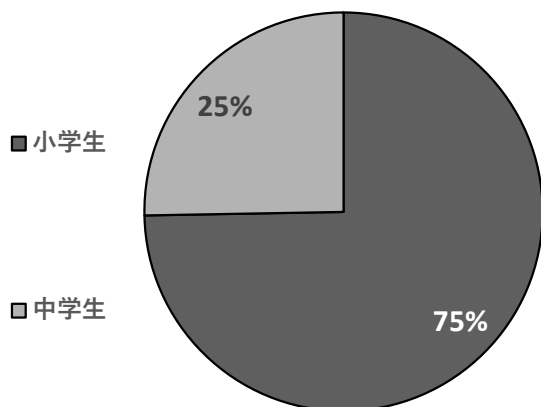
■集計分析結果説明（イメージ）

1) 全体

2. アンケート結果

2.1 小・中学生アンケート

2.1.1 回答者の属性



	回答数	回答率
小学生	62	75%
中学生	21	25%
計（無回答を除く）	83	—
無回答	5	—

2.2 小学生へのアンケート結果

2.2.1 環境問題への関心

(1) 問2

環境問題に関心がありますか。(1つだけ選択)			
1. とても関心がある	2. 少し関心がある	3. あまり関心がない	4. 全く関心がない

1) 全体

関心がある（「1. とても関心がある」、「2. 少し関心がある」の合計）割合は、2025（令和7）年度で90%程度と他の年と比較して最も高い。

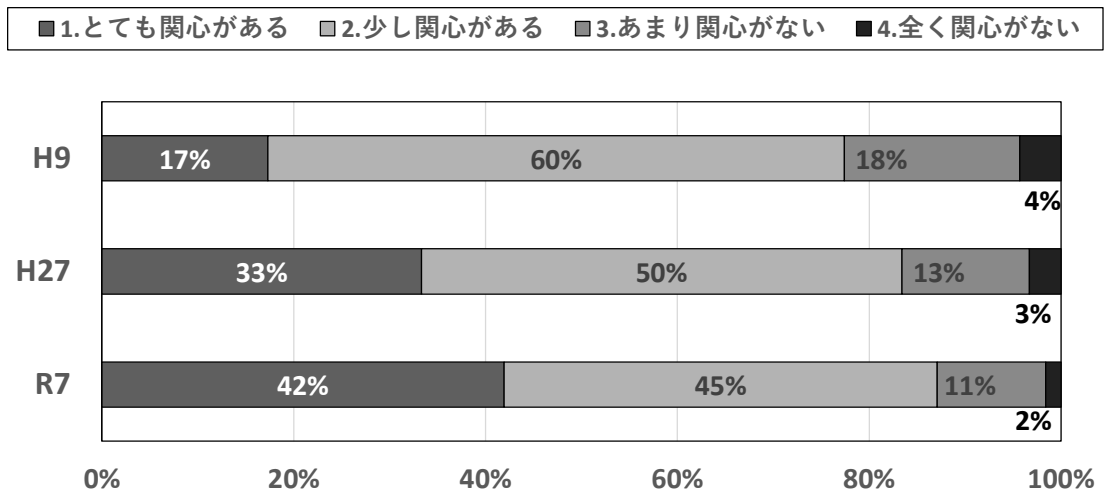


図 2-1 環境問題への関心

表 2-1 環境問題への関心

	R7 結果 (回答数)	R7 結果 (%)	H27 結果 (%)	H9 結果 (%)
1. とても関心がある	26	42%	33%	17%
2. 少し関心がある	28	45%	50%	60%
3. あまり関心がない	7	11%	13%	18%
4. 全く関心がない	1	2%	3%	4%
計（無回答数を除く）	62	—	—	—
無回答数	0	—	—	—

2.2.2 環境問題に配慮した取組の状況

(1) 問3～5

もっと知りたいと思う環境問題は何ですか。(3つまで選択)
1. 地球温暖化（地球の気温が上がり、気候が変化すること）
2. 再生可能エネルギー（地球温暖化への影響が少ないクリーンなエネルギーのこと）
3. オゾン層の破壊（地球を紫外線から守ってくれるオゾン層が破壊されること）
4. 廃棄物の2R（多くのごみが出ないように、①減量、②再利用すること）
5. ごみの不法投棄（捨ててはいけない場所にごみ捨てられること）
6. プラスチック汚染（プラスチックごみが河川・海に流出し、生き物とその生息地に悪影響すること）
7. 自然環境の悪化（みどりが減ったり、生き物が住みやすい環境が減ること）
8. 生物多様性の危機（生き物の種類が減ること）
9. 大気汚染（空気が汚されること）
10. 水質汚濁（海や川の水が汚されること）
11. 土壌汚染（土や地下が汚されること）
12. 騒音（道路や工場などのまわりがうるさいこと）
13. 歴史・文化への配慮の不足（伝統ある歴史や文化が守られないこと）
14. 景観の悪化（建物や看板などで景色が悪くなること）
15. 光害（街の光が明るすぎて、星空が見えにくくなったり、生き物の生態に悪影響すること）

1) 全体

「1.地球温暖化」が60%以上と最も高い。次いで「7.自然環境の悪化」が30%以上と高い。

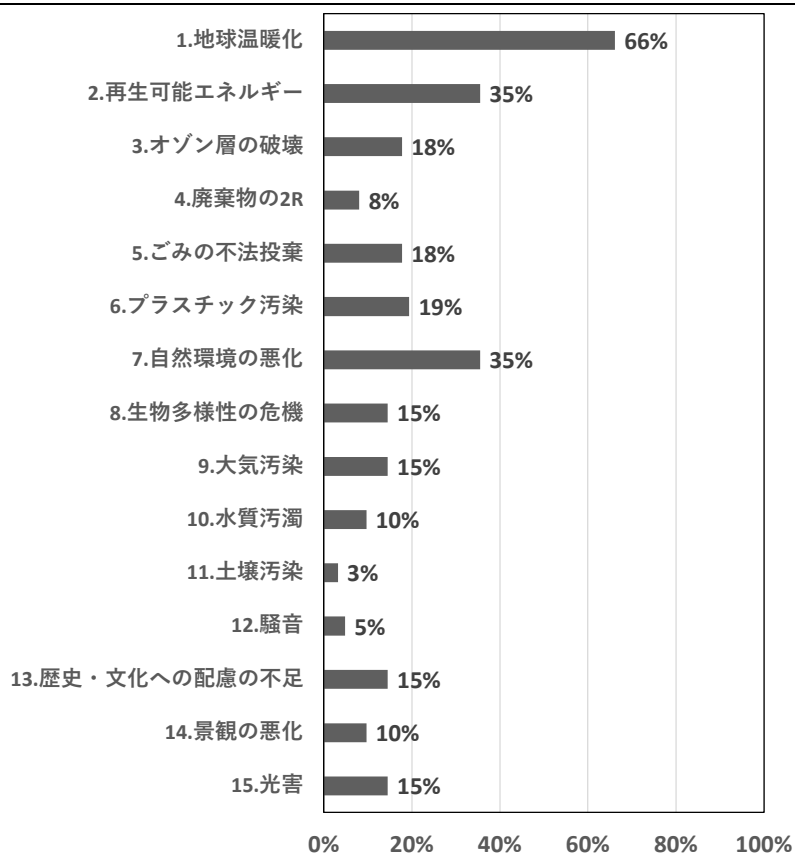


図 2-2 もっと知りたいと思う環境問題

表 2-2 もっと知りたいと思う環境問題

環境問題	回答数 (%(回答数))
1.地球温暖化（地球の気温が上がり、気候が変化すること）	66%(41)
2.再生可能エネルギー（地球温暖化への影響が少ないクリーンなエネルギーのこと）	35%(22)
3.オゾン層の破壊（地球を紫外線から守ってくれるオゾン層が破壊されること）	18%(11)
4.廃棄物の 2R（多くのごみが出ないように、①減量、②再利用すること）	8%(5)
5.ごみの不法投棄（捨ててはいけない場所にごみ捨てられること）	18%(11)
6.プラスチック汚染（プラスチックごみが河川・海に流出し、生き物とその生息地に悪影響すること）	19%(12)
7.自然環境の悪化（みどりが減ったり、生き物が住みやすい環境が減ること）	35%(22)
8.生物多様性の危機（生き物の種類が減ること）	15%(9)
9.大気汚染（空気が汚されること）	15%(9)
10.水質汚濁（海や川の水が汚されること）	10%(6)
11.土壌汚染（土や地下が汚されること）	3%(2)
12.騒音（道路や工場などのまわりがうるさいこと）	5%(3)
13.歴史・文化への配慮の不足（伝統ある歴史や文化が守られないこと）	15%(9)
14.景観の悪化（建物や看板などで景色が悪くなること）	10%(6)
15.光害（街の光が明るすぎて、星空が見えにくくなったり、生き物の生態に悪影響すること）	15%(9)

(2) 問6

<p>あなたがやっていることは何ですか。(複数選択可)</p> <p>1. 節電 (こまめに電気スイッチを切ることや、使わないものの電源を消すことなど)</p> <p>2. 節水 (水道やシャワーの水を出しっぱなしにしないで、こまめに止めることなど)</p> <p>3. ごみの分別</p> <p>4. マイバグの持参 (お買い物をするときにマイバグを持って行き、レジ袋をもらわないこと)</p> <p>5. 動植物への配慮 (生き物 (動物や植物) を大切にしたり、育てたりしている)</p> <p>6. 環境学習 (環境に関するイベントに参加したり、環境に関する本を読んだりすることなど)</p>
--

1) 全体

2025 (令和 7) 年度の実施率は、「3. ごみの分別」、「4. マイバグの持参」が 70%以上と高い。特に、「4. マイバグの持参」は 2015 (平成 27) 年度から 30%程度と最も上昇している。

一方で、未実施率は、「6. 環境学習」が 30%程度と両年度ともに最も低い。

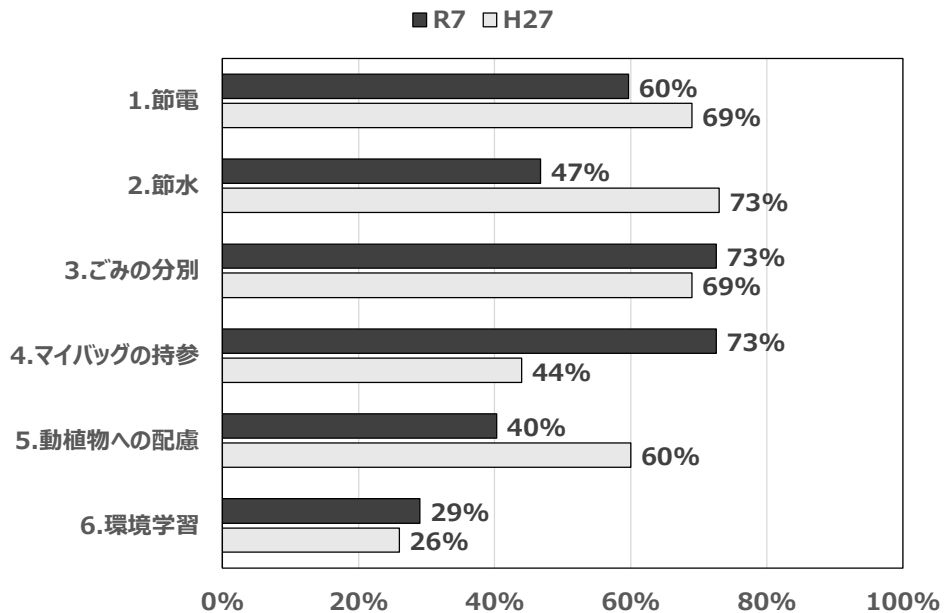


図 2-3 あなたが行っているもの

表 2-3 あなたが行っているもの

	R7 結果 (回答数)	R7 結果 (%)	H27 結果 (%)
1. 節電 (こまめに電気スイッチを切ることや、使わないものの電源を消すことなど)	37	60%	69%
2. 節水 (水道やシャワーの水を出しっぱなしにしないで、こまめに止めることなど)	29	47%	73%
3. ごみの分別	45	73%	69%
4. マイバグの持参 (お買い物をするときにマイバグを持って行き、レジ袋をもらわないこと)	45	73%	44%
5. 動植物への配慮 (生き物 (動物や植物) を大切にしたり、育てたりしている)	25	40%	60%
6. 環境学習 (環境に関するイベントに参加したり、環境に関する本を読んだりすることなど)	18	29%	26%

2.2.3 区に期待する環境施策

(1) 問 7

文京区の未来のために重要だと思うものはどれですか。(2つまで選択)
1. 脱炭素社会（省エネルギーや再生可能エネルギー（太陽の光や風の力など）の利用が進み、二酸化炭素の排出が少ない社会）
2. 循環型社会（ごみの発生が減り、使えるものを再使用し、資源のリサイクルが進んだ社会）
3. 自然共生社会（動物や植物を大事にし、人間と自然が共に生きる社会）
4. 快適・安全社会（きれいな空気や水、静かな環境などに囲まれた社会）
5. 歴史や文化を身近に感じられる社会

1) 全体

2015（平成 27）年度、2025（令和 7）年度ともに「4. 快適・安全社会」が 60%と最も重視されている。また、「2. 循環型社会」は 2015（平成 27）年度から 20%程度と最も上昇している。

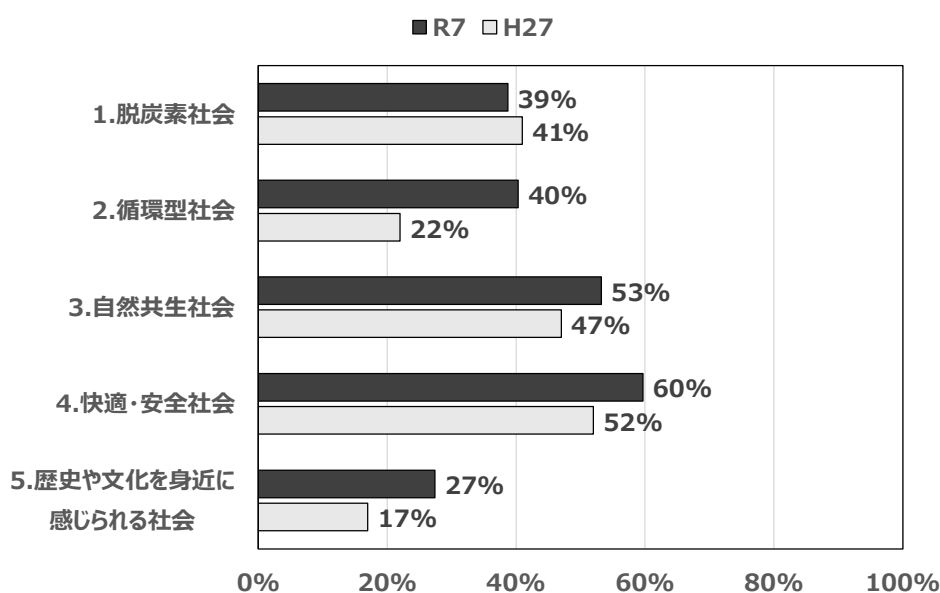


図 2-4 文京区の未来のために重要だと思うもの

表 2-4 文京区の未来のために重要だと思うもの

	R7 結果 (回答数)	R7 結果 (%)	H27 結果 (%)
1. 脱炭素社会（省エネルギーや再生可能エネルギーの利用が進み、二酸化炭素の排出が少ない社会）	24	39%	41%
2. 循環型社会（ごみの発生が減り、使えるものを再使用し、資源のリサイクルが進んだ社会）	25	40%	22%
3. 自然共生社会（動物や植物を大事にし、人間と自然が共に生きる社会）	33	53%	47%
4. 快適・安全社会（きれいな空気や水、静かな環境などに囲まれた社会）	37	60%	52%
5. 歴史や文化を身近に感じられる社会	17	27%	17%

2.3 中学生へのアンケート結果

2.3.1 環境問題への関心

(1) 問2

環境問題に関心がありますか。(1つだけ選択)			
1. とても関心がある	2. 少し関心がある	3. あまり関心がない	4. 全く関心がない

1) 全体

関心がある（「1. とても関心がある」、「2. 少し関心がある」の合計）割合は、2025（令和7）年度で80%程度と2015（平成27）年度よりも高い。

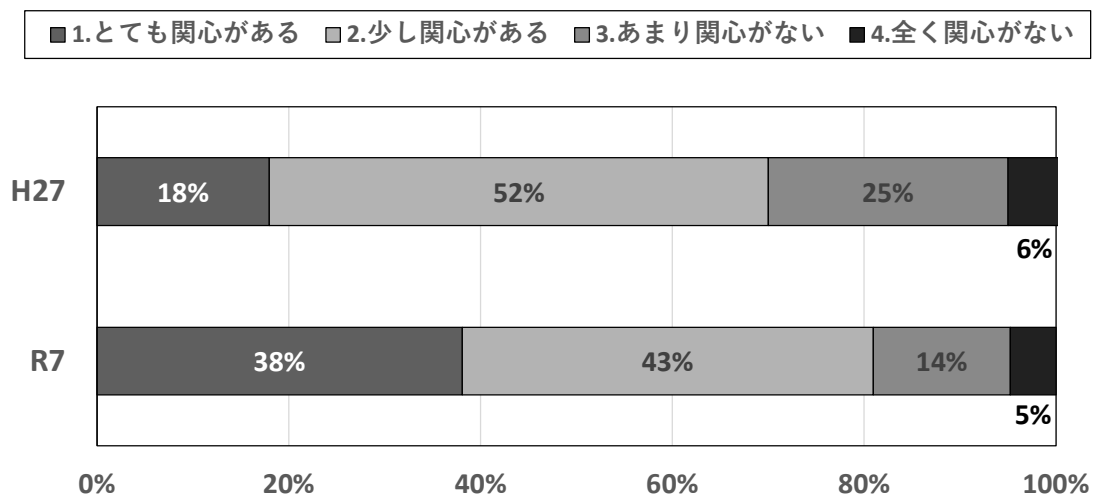


図 2-5 環境問題への関心

表 2-6 環境問題への関心

	R7 結果 (回答 数)	R7 結果 (%)	H27 結果 (%)
1. とても関心がある	8	38%	18%
2. 少し関心がある	9	43%	52%
3. あまり関心がない	3	14%	25%
4. 全く関心がない	1	5%	6%
計（無回答数を除く）	21	—	—
無回答数	0	—	—

2.3.2 環境問題に配慮した取組の状況

(1) 問3～5

もっと知りたいと思う環境問題は何ですか。(3つまで選択)
1. 地球温暖化（地球の気温が上がり、気候が変化すること）
2. 再生可能エネルギー（地球温暖化への影響が少ないクリーンなエネルギーのこと）
3. オゾン層の破壊（地球を紫外線から守ってくれるオゾン層が破壊されること）
4. 廃棄物の2R（多くのごみが出ないように、①減量、②再利用すること）
5. ごみの不法投棄（捨ててはいけない場所にごみ捨てられること）
6. プラスチック汚染（プラスチックごみが河川・海に流出し、生き物とその生息地に悪影響すること）
7. 自然環境の悪化（みどりが減ったり、生き物が住みやすい環境が減ること）
8. 生物多様性の危機（生き物の種類が減ること）
9. 大気汚染（空気が汚されること）
10. 水質汚濁（海や川の水が汚されること）
11. 土壌汚染（土や地下が汚されること）
12. 騒音（道路や工場などのまわりがうるさいこと）
13. 歴史・文化への配慮の不足（伝統ある歴史や文化が守られないこと）
14. 景観の悪化（建物や看板などで景色が悪くなること）
15. 光害（街の光が明るすぎて、星空が見えにくくなったり、生き物の生態に悪影響すること）

1) 全体

「1.地球温暖化」が60%程度と最も高い。次いで「2.再生可能エネルギー」が40%程度と高い。

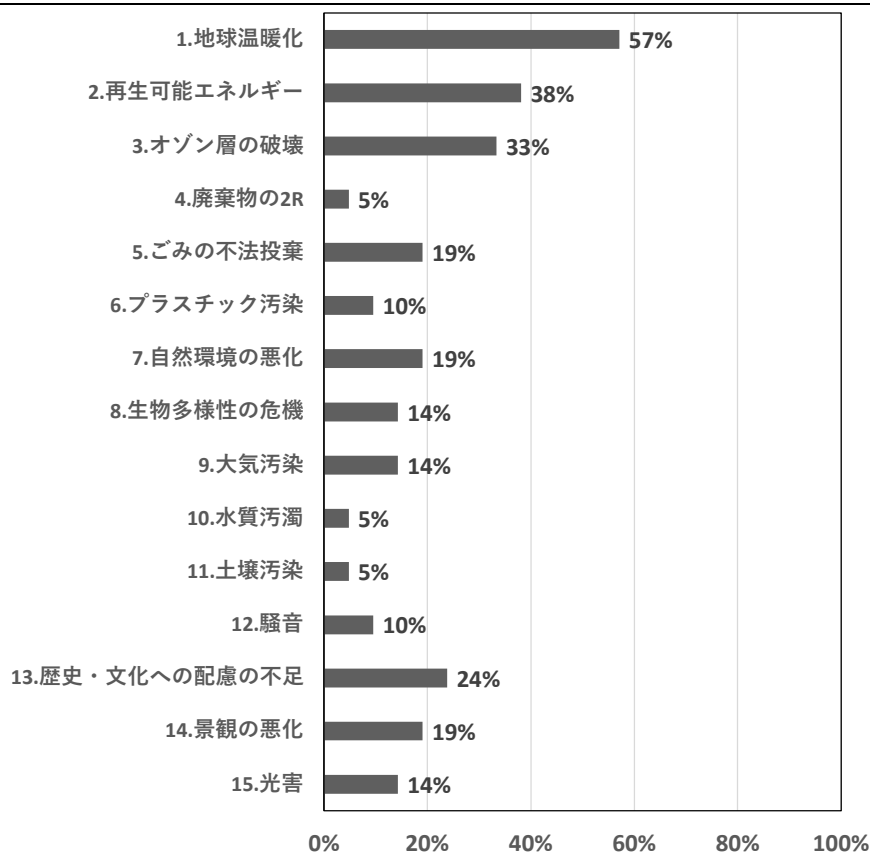


図 2-6 もっと知りたいと思う環境問題

表 2-7 もっと知りたいと思う環境問題

環境問題	回答数 (%(回答数))
1.地球温暖化（地球の気温が上がり、気候が変化すること）	57%(12)
2.再生可能エネルギー（地球温暖化への影響が少ないクリーンなエネルギーのこと）	38%(8)
3.オゾン層の破壊（地球を紫外線から守ってくれるオゾン層が破壊されること）	33%(7)
4.廃棄物の 2R（多くのごみが出ないように、①減量、②再利用すること）	5%(1)
5.ごみの不法投棄（捨ててはいけない場所にごみ捨てられること）	19%(4)
6.プラスチック汚染（プラスチックごみが河川・海に流出し、生き物とその生息地に悪影響すること）	10%(2)
7.自然環境の悪化（みどりが減ったり、生き物が住みやすい環境が減ること）	19%(4)
8.生物多様性の危機（生き物の種類が減ること）	14%(3)
9.大気汚染（空気が汚されること）	14%(3)
10.水質汚濁（海や川の水が汚されること）	5%(1)
11.土壌汚染（土や地下が汚されること）	5%(1)
12.騒音（道路や工場などのまわりがうるさいこと）	10%(2)
13.歴史・文化への配慮の不足（伝統ある歴史や文化が守られないこと）	24%(5)
14.景観の悪化（建物や看板などで景色が悪くなること）	19%(4)
15.光害（街の光が明るすぎて、星空が見えにくくなったり、生き物の生態に悪影響すること）	14%(3)

(2) 問6

<p>あなたがやっていることは何ですか。(複数選択可)</p> <p>1. 節電 (こまめに電気スイッチを切ることや、使わないものの電源を消すことなど)</p> <p>2. 節水 (水道やシャワーの水を出しっぱなしにしないで、こまめに止めることなど)</p> <p>3. ごみの分別</p> <p>4. マイバグの持参 (お買い物をするときにマイバグを持って行き、レジ袋をもらわないこと)</p> <p>5. 動植物への配慮 (生き物 (動物や植物) を大切にしたり、育てたりしている)</p> <p>6. 環境学習 (環境に関するイベントに参加したり、環境に関する本を読んだりすることなど)</p>
--

1) 全体

2025 (令和7) 年度の実施率は、「3. ごみの分別」が最も高い。また、「4. マイバグの持参」は2015 (平成27) 年度から30%以上と最も上昇しており、次いで「6. 環境学習」が30%程度上昇している。

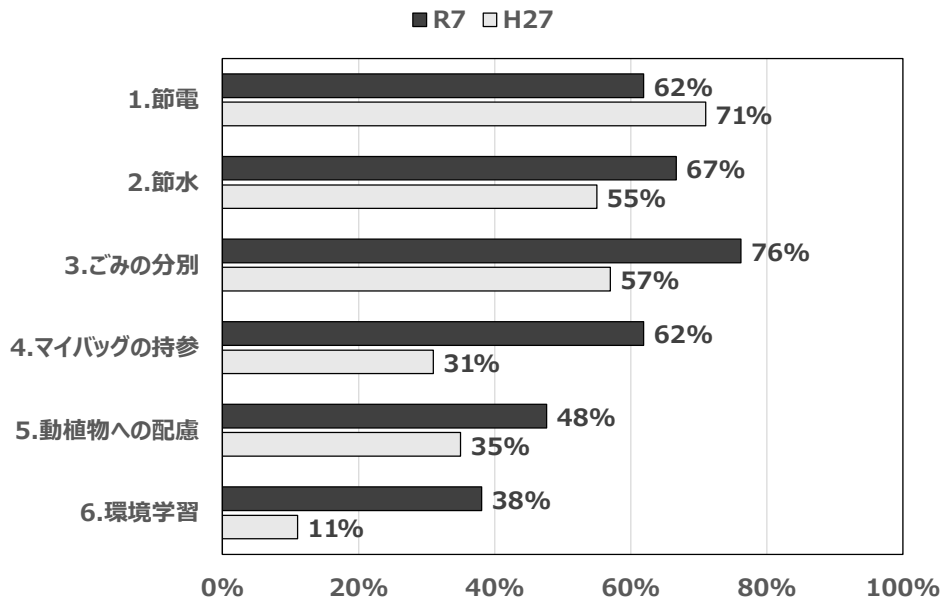


図 2-7 あなたが行っているもの

表 2-8 あなたが行っているもの

	R7 結果 (回答 数)	R7 結果 (%)	H27 結果 (%)
1. 節電 (こまめに電気スイッチを切ることや、使わないものの電源を消すことなど)	13	62%	71%
2. 節水 (水道やシャワーの水を出しっぱなしにしないで、こまめに止めることなど)	14	67%	55%
3. ごみの分別	16	76%	57%
4. マイバグの持参 (お買い物をするときにマイバグを持って行き、レジ袋をもらわないこと)	13	62%	31%
5. 動植物への配慮 (生き物 (動物や植物) を大切にしたり、育てたりしている)	10	48%	35%
6. 環境学習 (環境に関するイベントに参加したり、環境に関する本を読んだりすることなど)	8	38%	11%

2.3.3 区に期待する環境施策

(1) 問7

文京区の未来のために重要だと思うものはどれですか。(2つまで選択)
1.脱炭素社会(省エネルギーや再生可能エネルギー(太陽の光や風の力など)の利用が進み、二酸化炭素の排出が少ない社会)
2.循環型社会(ごみの発生が減り、使えるものを再使用し、資源のリサイクルが進んだ社会)
3.自然共生社会(動物や植物を大事にし、人間と自然が共に生きる社会)
4.快適・安全社会(きれいな空気や水、静かな環境などに囲まれた社会)
5.歴史や文化を身近に感じられる社会

1) 全体

2025(令和7)年度は「2.循環型社会」が60%程度と最も重視されており、2015(平成27)年度と比較して30%以上と最も上昇している。また、上昇率は「5.歴史や文化を身近に感じられる社会」が30%程度と次いで高い。

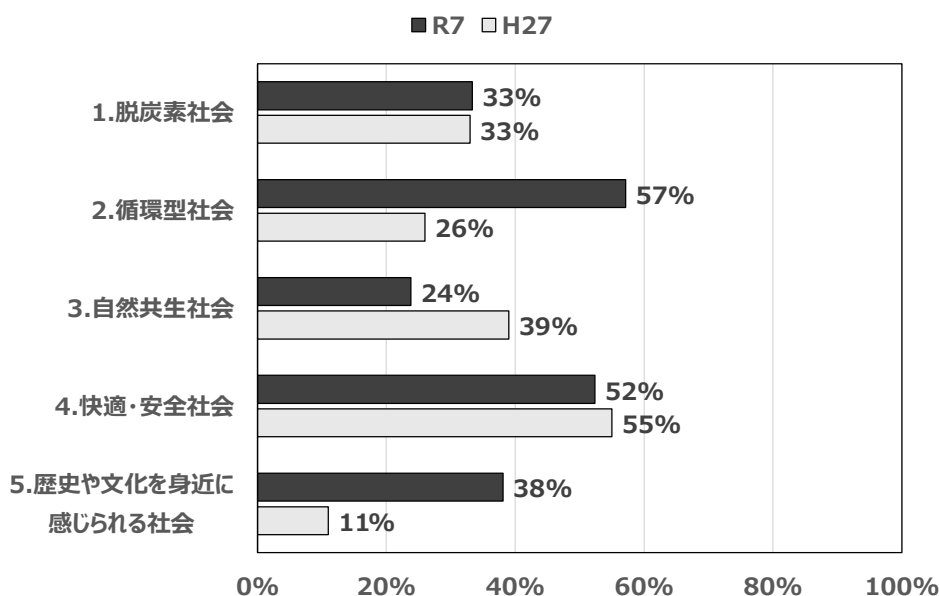


図 2-8 文京区の未来のために重要だと思うもの

表 2-9 文京区の未来のために重要だと思うもの

	R7 結果 (回答 数)	R7 結果 (%)	H27 結果 (%)
1.脱炭素社会(省エネルギーや再生可能エネルギーの利用が進み、二酸化炭素の排出が少ない社会)	7	38%	33%
2.循環型社会(ごみの発生が減り、使えるものを再使用し、資源のリサイクルが進んだ社会)	12	52%	26%
3.自然共生社会(動物や植物を大事にし、人間と自然が共に生きる社会)	5	24%	39%

4. 快適・安全社会（きれいな空気や水、静かな環境などに囲まれた社会）	11	57%	55%
5. 歴史や文化を身近に感じられる社会	8	33%	11%

2.3.4 区へのご意見

(1) 問8

表 2-10 区へのご意見

<p>ご意見や感想などがあれば、教えてください。 ※原文ママで記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちきゅうをまもりたいです！ ・最近では地球温暖化 自然に関する問題が深刻になって来ているから私に出来ることをなるべく行いたいと思いました ・オーバーツーリズムに興味があります。 ・環境や歴史への配慮がないと、今までせっかく培われてきた文化や生態系を自分たちの手で壊してしまうことになると思います 戦争なども一例だと考えます。私は個人的に明治、大正にかけてのモダンな文化が好きなのですが、戦争によって失われてしまったと聞いてとても残念に思いました。この例は直接環境に関する問題ではないかもしれませんが、素晴らしい文明が消えてしまうのはもったいないことだと思います。これからは、限りある資源を人間だけでなく、動植物たちとも共有して生きていくことを大切にして、文化や命を守っていくべきだと思います ・少なくとも被害を出さない動物は傷つけることなく、動物と人が共存できる環境になるといいと思った。

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト とは

多摩産材と触れあう場を創出し、更なる利用拡大を図るため、区市町村による「木材利用推進方針」の策定を促すとともに、モデル的な公共施設整備に対して支援し、継続的な木材利用を推進します。

令和8年4月1日現在

<事業概要>

区市町村が設置または整備する施設において、木材を活用したモデル的な施設整備を支援

(1) 対象施設

区市町村立施設 [小・中学校、児童館、図書館、博物館、公園
陸上競技場、体育館、病院、保健センター等]

(2) 対象行為等

対象	木材利用推進方針 策定の有無	使用木材
木造化、内装木質化	必要	東京の木多摩産材 一部国産木材を含む
木製什器、木製遊具	必要	東京の木多摩産材
木製外構施設 [木塀、門扉、パーゴラ ベンチ、デッキ等]	不要	国産木材 [うち東京の木多摩産材を 3割以上使用]

*継続した木材利用を促すため、木材利用推進方針を策定した区市町村に対して補助

(3) 補助額等

- 木造化の工事費は1区市町村あたり単年度上限6,000万円（補助率1/2）
- 木造化の設計費は1区市町村あたり単年度上限3,000万円（補助率1/2）
- 木造化以外は対象経費1区市町村あたり単年度上限3,000万円（補助率1/2）
- 補助対象ごとに東京の木多摩産材の使用割合等に関する条件があります
- 東京の木多摩産材および東京の森林に関するPRを実施する必要があります

*複数の区市町村が連携して行う事業は、上記金額を1事業あたりの上限額として適用

*債務負担事業の補助額は、全額を事業開始年度の補助額として上記の各単年度枠に加算

◆令和8年度 制度改定

多摩産材等の一層の利用促進を図るため、木造化および内装木質化については、東京の木多摩産材に加え、国産材を補助対象としました。

(国産材の補助率は1/3で東京の木多摩産材量を上限とします)

ぜひ公共施設の整備において「東京の木多摩産材」の活用をご検討ください。

※詳しくは、東京都産業労働局 農林水産部 森林課 森づくり推進担当 ☎03(5000)7198まで

要綱・要領・事業費補助金交付要綱・申請様式等資料に関して、ホームページにてご確認ください

URL:<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/kiiku/tama/sanzai/kokyo/>

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト とは

○ 支援の対象事業

区 分	事業の内容
木造化	建築物の構造材に東京の木多摩産材由来の建材をあらわして使用する木造建築物（混構造建築物の場合は木造部分） ▶ 東京の木多摩産材由来の建材の使用割合が30%以上、または東京の木多摩産材由来の建材の使用量が50㎡以上
内装木質化	床、壁、建具等の仕上げ材として東京の木多摩産材由来の建材を使用する内装木質化 ▶ 東京の木多摩産材由来の建材の使用量は、1㎡当たり0.01m ³ 以上かつ、計画全体における東京の木多摩産材由来の建材の使用割合が30%以上
木製遊具の整備	東京の木多摩産材由来の製品等を使用した、定置型木製遊具の整備 ▶ 東京の木多摩産材の使用量が、製品個々につき1㎡当たり0.08m ³ 以上
木製什器の整備	東京の木多摩産材由来の製品等を使用した、木製什器の整備 ▶ 東京の木多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の30%以上
木製外構施設の整備	東京の木多摩産材由来の製品等をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備 ▶ 東京の木多摩産材をはじめとする国産木材の使用量が、1㎡当たり0.012m ³ 以上（うち東京の木多摩産材の使用割合が30%以上）

（注）いずれも、使用する東京の木多摩産材等が、日常的に利用者の目に触れられる状態にあること。

○ 支援の対象経費

区 分	対象経費の内容
木造化に係る経費	天井、柱、梁（はり）等の木造工事のうち、東京の木多摩産材由来の建材を構造材として使用する部分の設計費、工事費、並びに国産材を構造材として使用する部分の工事費（東京の木多摩産材の利用量を上限とする）
内装木質化に係る経費	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、東京の木多摩産材由来の建材を仕上げ材として使用する部分の工事費、並びに国産材を内装材又は木製建具として使用する部分の工事費（東京の木多摩産材の利用量を上限とする）
木製遊具の整備に係る経費	木製遊具の購入費、組立費、設置費、運搬費、工事費および安全対策費
木製什器の整備に係る経費	木製什器の購入費、組立費、設置費および運搬費
木製外構施設の整備	木製外構施設の購入費、組立費、設置費、運搬費および工事費

（注）① 補助対象経費は、事業実施に必要な最小限の経費とする。

② 解体・撤去費については補助対象経費に含まないものとする。